

所得控除額の計算方法

世帯の所得金額からつぎの表の控除を差し引いてください。①の入居する家族の控除は単身者を除くすべての世帯に該当します。③～⑩の控除が該当する場合は、①および②の控除に併せて差し引いてください。

控除の種類	控除を受けられる方	控除額
1 同居親族控除	申込者を除く同居しようとする親族（婚約者、内縁関係、パートナーシップ宣誓書受領証の受領者を含む） ・ 出産予定の子は含みません。 ・ 同居しようとする親族は所得税法上の扶養関係がなくとも控除の対象となります。	1人につき 380,000円
2 別居親族控除	所得税法上の扶養親族のうち、入居はしないが入居者の扶養を受けている方 ・ 例：東京の大学に下宿しながら通っている扶養親族	1人につき 380,000円
3 特定扶養控除	所得税法上の扶養親族のうち、年齢が満16歳以上23歳未満の方 ・ 配偶者は該当しません。	1人につき 250,000円
4 老人控除対象配偶者控除	所得税法上の同一生計配偶者のうち、年齢が満70歳以上の方	1人につき 100,000円
5 老人扶養控除	所得税法上の扶養親族のうち、年齢が満70歳以上の方 ・ 配偶者は該当しません。	1人につき 100,000円
6 ひとり親控除	所得額税法上の寡婦・ひとり親控除が認められており、以下、1、2のいずれかに該当する場合、控除の対象となります。 1. ひとり親控除 …現に婚姻していない方又は配偶者が生死不明などの方で、次の(1)～(3)のいずれにも当てはまる方 (1) 年間の所得額が500万円以下であること (2) * ¹ 生計を一にする子がいること (3) * ² 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと 2. 寡婦控除 …上記の「ひとり親」に当たらない方で、次の(1)～(3)のいずれにも当てはまる方 (1) 合計所得金額が500万円以下であること (2) 以下のいずれかに該当すること ①夫と死別した後婚姻をしていない方又は夫が生死不明などの方 ②夫と離別した後婚姻をしていない方で、扶養親族を有する方 (3) * ² 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと ※1 所得がない又は年間の所得額が48万円以下で他の所得者の同一生計配偶者や扶養親族になっていない子のことです。 ※2 あなたが世帯主の場合は、住民票の続柄に「夫（未届）」や「妻（未届）」の記載がないこと、あなたが世帯主でない場合は、あなたの住民票の続柄が世帯主の「夫（未届）」や「妻（未届）」と記載されていないことをいいます。 ・ ひとり親、寡婦とも所得があるときに限り控除します。所得のない方は控除しません。	1人につき 350,000円 (ただし、その者の所得額から10万円を控除した残高が35万円以下の場合はその額)
7 寡婦控除	※1 所得がない又は年間の所得額が48万円以下で他の所得者の同一生計配偶者や扶養親族になっていない子のことです。 ※2 あなたが世帯主の場合は、住民票の続柄に「夫（未届）」や「妻（未届）」の記載がないこと、あなたが世帯主でない場合は、あなたの住民票の続柄が世帯主の「夫（未届）」や「妻（未届）」と記載されていないことをいいます。 ・ ひとり親、寡婦とも所得があるときに限り控除します。所得のない方は控除しません。	1人につき 270,000円 (ただし、その者の所得額から10万円を控除した残高が27万円以下の場合はその額)
8 特別障害者控除	申込者、同居しようとする親族または扶養親族で次のいずれかに該当する方 (1) 身体障害者手帳の交付を受けている方…このうち1～2級は特別障害者控除 (2) 療育手帳の交付を受けている方…このうちA-1、A-2は特別障害者控除 (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方…このうち1級は特別障害者控除 (4) 戦傷病者手帳の交付を受けている方…このうち特別項症から第3項症までは特別障害者控除	1人につき 400,000円
9 障害者控除	(5) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方…特別障害者控除 (6) その他、障害者と認められる公的な証明ができる方	1人につき 270,000円
10 特例控除	申込者を含む入居者で過去一年間において給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する方（所得税法の一部改正に伴う措置）	1人につき 100,000円 (ただし、所得が10万円以下の場合はその額)

の所得控除方法額

先の例（15ページ）での控除を計算すると以下のとおりとなります。

同居親族控除	……………	380,000円 × 5人 =	1,900,000円 …… ⊕
特例控除	……………	100,000円 × 4人 =	400,000円 …… ⊖
控除合計			2,300,000円 …… ⊗